

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
◎ 公 告	
・ 測量の実施（3件）	建 設 企 画 課
・ 測量の終了	〃
・ 都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 雑 報	
・ 一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第456号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和6年8月20日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
新松浦第1加入区	小型合併漁業（主として船びき網及びごち網を営む漁業）

公 告

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、対馬振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間

対馬市厳原町桧原地区

令和6年8月20日から
令和7年3月25日まで**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西海町木場郷（一部）	令和6年8月20日から 令和6年10月29日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西海町川内郷	令和6年8月23日から 令和7年1月30日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（1級基準点測量・3級基準点測量・3級水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年8月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市下大渡野町～長崎市本河内町	令和6年6月28日

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和6年8月20日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

- 長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路 1・4・4号 長崎時津縦貫線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦三丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、大園町、葉山二丁目及び滑石二丁目
 - 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所
 - 4 縦覧期間
公告の日から 2 週間

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和 6 年 8 月 20 日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務名称
長崎県立大学 基幹ネットワークシステム改修（講義棟）
 - (2) 業務の特質等
入札説明書等による。
 - (3) 業務期間
契約日から令和 7 年 3 月 24 日限り
 - (4) 業務場所
佐世保市川下町123
 - (5) 入札の方法
前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第 3 条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。
 - (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第 2 条第 2 項に定める資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
 - ① 申請者のうち、2 の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書及び誓約書、委任状、印鑑届、口座振替申込書を添え、4 の部局へ提出すること。
 - ② 申請者のうち、2 の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資審査申請書に次の書類を添え、

4の部局へ提出すること。

- ・誓約書
- ・委任状
- ・営業概要書
- ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ・県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・印鑑届（様式第2号）
- ・口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。

（提出期限）令和6年9月3日（火）17時00分

4 当該業務に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人 総務課建設整備グループ

（電話）0956-59-6778

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和6年9月2日（月）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）4の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする機器等の機能等証明書を、令和6年9月3日（火）17時00分までに、4の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学佐世保校 図書館1階 ラーニングコモンズ

（期日）令和6年9月13日（金）14時00分開始

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 3の4の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
一一一
一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト